



ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる 40 以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報を Alert/Commentary 等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクから Alert/Commentary 等の原文をご覧ください。

Anti trust

米国司法省、企業からのリーニエンシーにより保護される従業員等の範囲を見直し
[DOJ-Antitrust Revises Guidance on Coverage of "Current" Employees in Company Leniency Agreements](#)

企業が米国司法省 (Department of Justice) に、タイプ B リーニエンシー (司法省が当該カルテルについて何らかの情報を得たのちに申請されるリーニエンシー) を申請した場合、申請時における当該企業の取締役、役員及び従業員 (以下、「従業員等」) の全てについても、当該企業と同様、リーニエンシーの効果により訴追から免責されるというのがこれまでの司法省の実務でした。

しかし、2017 年 1 月、司法省は、公表しているリーニエンシー・プログラムにかかる FAQ を改訂し、当該カルテルに関して極めて責任の重い (highly culpable) 従業員等については、司法省の裁量により、例外的にリーニエンシーによる訴追からの免責を認めないことを明記しました。2017 年 3 月に行われた司法省の説明では、この例外に当たるのはかなり限定的な場合、すなわち企業がリーニエンシーを申請した時点で当該従業員等を訴追し得る十分な証拠を司法省が有している場合に限るとしており、当該例外が適用される場合はそこまで多くはないと予想されます。

司法省が実際に当該従業員等について上記例外を適用し、リーニエンシーによる訴追からの免責を認めようとしめない場合、企業としては、司法省の捜査に協力する上で当該従業員の存在が不可欠である旨説明するなどして、司法省の当該判断の撤回を求めるべきです。

Anti trust

欧州委員会、シンジケート・ローン市場における競争法違反について調査を開始
[European Commission's Antitrust Concerns Lead to Syndicated Lending Market Study](#)

欧州委員会は 2017 年 4 月、シンジケート・ローン市場における競争法違反について調査を開始しました。今回行われる調査は正式な調査ではありませんが、将来、同市場に対するセクター調査及び競争法違反摘発に発展する可能性があります。

シンジケート・ローン市場に関しては、過去、ドイツ、イギリスなどが競争法違反があるのではないかと調査を行い、現在、スペインの競争当局は、スペインの銀行に対し競争法違反について調査を行っています。また、2010 年に EU は、OECD への報告のなかで、多額の融資案件市場における少数の支配的銀行等の協調的行動について懸念を表明していました。

EU は、シンジケート・ローンについて、案件の初期において貸主である銀行や機関投資家などの間でローンの条件等のセンシティブ情報が交換されているのではないかと、またシン

ジケート・ローンが組まれるのに際し、不必要な範囲にまで契約がなされているのではないかと、EU 競争法に違反する懸念があると指摘しています。今回の調査では、広くシンジケート・ローンの貸主や借主に電話聴取等を行い、同市場の全体像を把握することを目標としています。企業は、これらの調査へ回答するにあたり、慎重に対応する必要があります。

General

メキシコ、石油パイプラインに関する労働安全・保安及び環境保護に関する省令を制定
[Mexico Introduces Industrial Safety and Environmental Protection Provisions for Hydrocarbon Pipelines](#)

メキシコ環境資源省 (Secretaría de Medio Ambiente y Recursos Naturales) は、2017 年 3 月 31 日、石油パイプラインによる内陸輸送に関して、その労働安全・保安及び環境保護のための要領を制定する省令を公布しました。当該省令は、人への危害や環境への影響を防ぐため、石油パイプラインに関する設計、建設、操業前点検、操業、保守、閉鎖、解体、廃棄に関する仕様、特性、要件等を定めており、石油パイプラインに関連するほぼ全ての活動を対象としています。

当該省令は、2017 年 4 月 1 日から施行され、現在、石油パイプラインの建設や操業を行っている事業者は、180 暦日以内に遵守することが求められます。

IP

自動運転車両の実用化に伴う新たな知的財産法関連リスク
[New Intellectual Property Considerations and Risks for Autonomous Vehicles](#)

これまで、自動車製造業者や部品供給業者といった自動車産業に関わる企業相互間で特許侵害に基づく訴訟等が提起されることは比較的稀でした。しかし、自動運転車両の開発及び実用化に伴い、新たな技術の導入により広範囲の知的財産が用いられること、IT 産業に関わる企業を含め新たな企業が参入することから、今後は自動車産業においても、より多くの特許侵害、営業秘密関連訴訟等が提起されることが予想されます。

例えば、自動駐停車の技術、衝突回避の技術、デジタルカメラにかかる技術、レーダー/LIDAR にかかる技術、Wi-Fi 等のテレコミュニケーションにかかる技術、人工知能や機械学習にかかる技術などは、特許侵害、営業秘密関連訴訟等の対象となることが予想されます。このようなリスクを回避するため、事前の徹底した技術評価、M&A に際しての広範囲にわたるデュー・ディリジェンス、他社からの技術者の採用プロセスにおける配慮が特に重要であるといえます。

Labor

ニューヨーク市長、給与に関する調査を禁ずる法律に署名
[Mayor de Blasio Signs NYC Ban on Salary Inquiries](#)

ニューヨーク市長は 2017 年 5 月 4 日、ニューヨーク市における使用者が求職者の給与や手当に関する履歴を調査するこ



とを禁ずる法律（以下「本法律」といいます。）に署名しました。本法律は、2017年4月5日にニューヨーク市議会を通過しており、2017年10月31日から施行されます。

本法律は、使用者が求職者の給与履歴を調査することや求職者の給与履歴に依拠して求職者の賃金を決定することを禁じています。本法律における「調査」の範囲は広く定義されており、求職者に対して質問することのみならず、求職者の現在又は過去の使用者やその代理人に質問することも含まれます。また、公に入手可能な記録について検索することも「調査」の範囲に含まれますが、使用者が求職者に対して提案する給与又は給与幅や予測される給与又は給与幅について知らせることは禁じられていません。さらに、本法律における「給与履歴」の範囲も全ての給与及び手当が広く含まれるよう定義されていますが、使用者が収益や売上といった生産性に関する客観的な指標について調査することまでも禁じられているわけではありません。

なお、本法律の下においても、求職者が開示を促されることなく自発的に給与履歴を開示した場合には、使用者は求職者の給与履歴を考慮することができるとされています。また、本法律は、使用者が、給与履歴を調査することなく、求職者が期待する給与等の待遇について求職者と協議することができることを明確にしています。

Privacy **中国の新しいサイバーセキュリティ法及びデータローカリゼーション規則草案が国際的企業に与える影響**
[China's New Cybersecurity Law and Draft Data Localization Measures Expected to Burden Multinational Companies](#)

中国の新しいサイバーセキュリティ法は2017年6月1日に施行予定ですが、中国に進出している企業、及び中国と取引のある企業に対し、深刻な影響を及ぼす可能性のある包括的な条項を有しています。新法において議論を呼んでいる、データローカリゼーション（データの中国国内保存）要件について指針を提供するため、中国サイバー管理局（CAC）は2017年4月11日に、個人情報及び重要データの国外送信におけるセキュリティ評価規則の草案を、パブリックコメントに付しました。この規則草案は、国際社会から激しい批判を受けていますが、大きな変更がないまま2017年6月1日に発効する見込みです。注目すべきは、この規則草案によって、データローカリゼーション要件が適用される企業の範囲がさらに拡大し、中国においてコンピュータシステムを用いる企業に広く適用される可能性があるという点です。パブリックコメントの提出期限は2017年5月11日と、新法の施行のわずか3週間前です。

このホワイトペーパーでは、新法が要求する新たな法令遵守義務について概観するとともに、データローカリゼーション要件について指針を提供する規則草案についても詳しく検討しています。

各企業は、自社のビジネスプラクティスが法律及び規制の要件を遵守できるよう、この新しいプライバシー・サイバーセキュリティ法制に注意を喚起する必要があります。新法及

び規則草案は、中国で事業を行い、中国において個人情報を取り扱い域外移転を行う企業に、多大なコスト増を強いる可能性があります。

Tax **トランプ政権が大幅減税プランを公式発表**
[Trump Administration Proposes Substantial Reduction in Business and Individual Income Taxes](#)

トランプ政権は、2017年4月26日、法人及び個人双方について大幅な減税を求める税制改革プラン（「本プラン」といいます。）を公式に発表しました。税制改革の実現には議会の承認が不可欠ですが、本プランは、今後の議会との交渉において核となる原則をまとめたものです。本プランによって提案された主要な税制改革の内容は以下のとおりです。

- ①法人所得税の税率を35%から15%に引き下げ
- ②パートナーシップやSコーポレーションなど、いわゆる「パススルー」団体が獲得する事業所得について、15%の軽減税率を適用
- ③外国の子会社を通じて得た所得について、これまで獲得した所得については一度限りの税を課す一方、将来の所得については「テリトリアル方式」を適用（一般に、「テリトリアル方式」の下では、外国の子会社を通じて得た所得やそこから本国に支払われる配当について、本国での課税対象外となる）
- ④個人所得税の税率区分を三つ（10%、25%及び35%）に簡素化し、個別の経費控除（itemized deductions）を原則廃止して基礎控除（standard deduction）を二倍に拡大
- ⑤個人が獲得するキャピタルゲイン及び適格配当所得の適用税率を20%とし、純投資所得に対して課されている3.8%の特別税を廃止
- ⑥遺産税の廃止

本プランは、トランプ氏が大統領選において主張していた税制改革案に類似するものですが、本プランではファンドマネジャー等が得る成功報酬（キャリド・インタレスト）に対する課税の見直しに言及していないなどの違いも指摘されています。また、下院共和党が主張する国境調整税（border adjustment tax）について、本プランでは言及していないことにも留意が必要です。

その他、2017年5月は以下の最新情報を Alert/Commentary としてお伝えしています。

Antitrust **ドイツ競争法の抜本的改正により証拠開示制度や取引額基準等のルールを導入**
[Latest Reform of German Competition Law Brings Clarity](#)



BR&R

米国最高裁、合衆国破産法 546 条(e)が定めるセーフ・ハーバーの射程に関する事件について、審理開始を決定
[Supreme Court to Hear Case on Scope of Section 546\(e\)'s Safe Harbor](#)

Corp.

ファンド・スポンサーによる評価方法及び内部利益率 (IRR) の計算の開示について、米国証券取引委員会による断固とした取組み
[SEC's Unwavering Focus on Disclosure of Valuation Methods and Calculation of IRRs by Fund Sponsors](#)

Disputes

オーストラリア連邦裁判所、外国における紛争当事者の支援となる合衆国法典第 28 卷 1782 条の適用を肯定
[Australian Court Approves Use of American 28 USC § 1782 for Assistance to Foreign Litigants](#)

Disputes

デラウェア州地方裁判所、民事訴訟の配点に関する新たな手続を公表
[The District of Delaware Announces New Procedures for Assigning Civil Cases](#)

Finance

インドネシアにおけるインフラ金融の不備
[Indonesia's Infrastructure Financing Deficit—ABS to the Rescue?](#)

General

自動運転車両における製造物責任の展望
[Eyes on the Road Ahead: Product Liability Outlook for Autonomous Vehicles](#)

General

トランプ大統領による”Buy American and Hire American”大統領令がサプライ・チェーンに与える影響
[The Buy American and Hire American Executive Order: What It Means For Supply Chain Management](#)

General

カリフォルニア州控訴裁判所、温室効果ガス排出枠の売却に係るオークションは適法との第一審判決を支持
[Challenge to California's Cap-and-Trade Emission Allowances Auction Rejected on Appeal](#)

General

アルジェリア、4050 メガワットの再生可能エネルギープログラムについて入札の呼び掛け
[Call for Tenders: Algeria's Renewable Energy Program Seeks 4,050 MW](#)

IP

連邦巡回控訴裁判所、改正特許法における「On-sale Bar (販売による拒絶事由)」についての解釈を判示
[Meet the New Boss, Same as the Old Boss: Federal Circuit Interprets AIA's On-Sale Bar](#)

IP

米国最高裁、特許訴訟の管轄地を限定的に解釈
[U.S. Supreme Court Addresses Scope of Patent Venue](#)

Life Science

米国保健社会福祉省及び HIPAA 法違反企業間の和解から見る、同法違反企業への執行強化の傾向
[\\$2.5 Million Settlement Reached as HIPAA Crackdown Continues on Unsecured Portable Devices](#)

Life Science

米国連邦地方裁判所、医薬品製造業者のためのオンライン・オークションは反キックバック法に違反する旨を判示
[District Court Rules Online Auction for Medical Supplies Violates Anti-Kickback Statute](#)

Life Science

テキサス州、遠隔治療を行うための障害を軽減する法案を可決
[Texas Legislature Approves Bill Reducing Barriers for Telemedicine](#)

Privacy

メキシコ、政府機関の保有する個人情報の保護を強化
[Personal Data Held by Government Agencies Now Heavily Protected in Mexico](#)

Privacy

ランサムウェア”WannaCry”による世界的な攻撃
["WannaCry": The Global Ransomware Attack](#)

Privacy

ランサムウェア”WannaCry”に対する保険
[No More Tears: Insurance Coverage For The "WannaCry" Ransomware Attack](#)

Tax

米国内国歳入庁、スピン・オフに関する重要問題についてのルール作りを再開
[IRS Will Resume Ruling on Important Spin-Off Issues](#)